明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

株式交換につき株券等提出公告

甲及び乙は、神谷建設株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、効力発生日である平成二十二年十二月三十日までに甲の株券を所有する方は甲に、乙の株券を所有する方は乙にご提出下さい。

平成二十二年十一月二十二日

愛知県豊明市三崎町中ノ坪一三番地の八

（甲）株式会社カミヤビルサービス

代表取締役　神谷　正一

愛知県豊明市三崎町中ノ坪一三番地の八

（乙）神和産業株式会社

代表取締役　神谷　正一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジェームス・ウィークスが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十一月二十二日

東京都港区芝公園一丁目八番二一号芝公園リッジビル

ギャビン・アンダーソン・アンド・カンパニー・ジャパン・インク

日本における代表者

ジェームス・ウィークス

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である前川勝文及びスティーブ・ボーンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十一月二十二日

東京都港区芝二丁目三番三号

オルテック・インク

日本における代表者　前川　勝文

日本における代表者

スティーブ・ボーン

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の日本に住所がある全ての日本における代表者である米澤盤が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十一月二十二日

オランダ国、フッフドープ、エイチエム二一三二、プラネテンウエグ四三―五九

東京都品川区西五反田二丁目一三番八号

Global Collect B.V.

日本における代表者　米澤　盤

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である唐橋二之が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十一月二十二日

東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

Trading Parts.com Limited

日本における代表者　唐橋　二之

限定承認公告

本籍千葉県佐倉市上座七八七番地三九、最後の住所千葉県佐倉市上志津一七七七番地七〇

被相続人　亡　前野　文吉

右被相続人は平成二十二年十一月十九日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月十二日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十二日

千葉県佐倉市井野一六一〇番地一一

相続財産管理人　宮永　友美

限定承認公告

本籍東京都立川市栄町四丁目一三番地三、最後の住所東京都立川市栄町三丁目二二番地の一六

被相続人　亡　小山　勝巳

右被相続人は平成二十二年三月二十三日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月十一日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十二日

東京都立川市栄町五丁目二七番地の四コーポ昭二〇三号　限定承認者　新藤　翔子

限定承認公告

本籍東京都港区南青山六丁目六番、最後の住所東京都港区南青山七丁目一番二七―一〇〇六号

被相続人　亡　山梨　淑子

右被相続人は平成二十二年七月三十日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十二日

東京都千代田区永田町二丁目一四番三号赤坂東急ビル一一階　結城法律事務所

限定承認者平山寛子

代理人弁護士　結城　康郎

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区松栄町二丁目五二番地、最後の住所愛知県名古屋市緑区神沢一丁目八二〇番地

被相続人　亡　尾山　定一

右被相続人は平成二十二年九月十三日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月十二日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十二日

愛知県名古屋市緑区神沢一丁目八二〇番地

相続財産管理人　尾山千代子

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一四番三二号丸の内三丁目ビル七〇三号ロウタス法律事務所

右代理人弁護士　高橋　恭司

同弁護士　斎藤　朋子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年四月十四日付官報の号外第八十一号九十一頁に掲載されています。

平成二十二年十一月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

プロロジス大阪2特定目的会社

取締役　堤　一浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年四月十四日付官報の号外第八十一号九十一頁に掲載されています。

平成二十二年十一月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

舞洲3特定目的会社

取締役　堤　一浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十四億四千七百万円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は、平成二十二年四月十九日付官報の号外第八十四号五十五頁に掲載されています。

平成二十二年十一月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エヌ・シー・エー・ティー・1・ジャパン特定目的会社　取締役　長縄　順一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資二万八千九百四十口を〇口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十一月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エヌ・シー・エー・ティー・1・ジャパン特定目的会社　取締役　長縄　順一

訂正公告

平成二十二年十月二十一日（号外第二二一号）掲載の相続財産管理人金子敬之に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告公告中、「本籍兵庫県篠山市東浜谷五二三番地」とあるは、「本籍兵庫県篠山市東浜谷五二三番地六」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年十一月二十二日

兵庫県丹波市柏原町柏原四六番地　柏原センタープール三階

相続財産管理人　金子　敬之

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二二二	四	二	（前項）	「前項」

平成二十二年十一月十二日公布財務省令第五十四号（物品管理法施行規則の一部を改正する省令）（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
二五三	二	終りから二	平成二〇年（再）第一〇号	平成二〇年（再）第一一号

平成二十二年十一月十六日掲載の神戸地方裁判所に係る平成二十年（再）第一〇号監督命令変更及び再生計画認可中（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一一三三	二	終りから二	「合同会社ジョイントアーク・X10」とあるは「合同会社ジョイントアーク・X01」	「合同会社ジョイントアーク・X01」

平成二十二年九月八日（号外第一九〇号）掲載の合同会社ジョイントアーク・X01に係る解散公告中（印刷誤り）

◉号外　十一月二十二日付第二四四
ジ●十一月一日付衆会第五
号一二八ページ●同日付政府調達第二一九号四八ペー
号七二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部　一三六円（本体一二四円）　送料別（配）